

阿賀野市教育委員会告示第16号

阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月13日

阿賀野市教育委員会

教育長 神 田 武 司

阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響によって給食用食材費が高騰する中、市立小学校、中学校及び幼稚園の学校給食について保護者の負担を増やすことなく安定した提供を行うため、給食用食材の購入に要する経費に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、阿賀野市補助金等交付規則(平成16年阿賀野市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、校長、給食センター所長又は園長(以下「校長等」という。)を代表者とする阿賀野市学校給食会計とし、校長等からの申請によるものとする。

(補助対象期間)

第3条 補助事業の対象となる給食の期間は、令和4年11月から令和5年3月までとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、給食用食材の購入経費に対して交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幼稚園においては、1食11円に給食提供数及び給食実施回数を乗じた金額とする。
- (2) 小学校においては、1食5円に給食提供数及び給食実施回数を乗じた金額とする。
- (3) 中学校においては、1食15円に給食提供数及び給食実施回数を乗じた金額とする。
- (4) 前3号における「給食提供数」とは、申請する最初の補助対象月の1日時点において給食を提供している児童数、生徒数及び園児数とする。ただし、第3条の期間において給食提供数の大幅な増減があった場合は、

第 8 条の規定による申請をしなければならない。

（補助金の申請等）

第 6 条 この補助金の交付を受けようとする校長等は、規則第 4 条の規定による申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期間は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付するか否かを決定しなければならない。

2 交付決定したときは、規則第 7 条の規定による決定通知書により、申請した校長等に通知しなければならない。

（変更申請）

第 8 条 前条の規定により交付決定した補助金の額に変更が生じる場合は、阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金変更申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、前条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条」とあるのは、「第 8 条」と読み替えるものとする。

（実績報告書）

第 9 条 交付決定を受けた校長等は、規則第 13 条の規定による実績報告書に成績及び経費等を記載して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書は、学校給食会計の監査を受けた後、速やかに提出するものとする。

（補助金の交付額確定及び通知）

第 10 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類等を審査し、補助金の額を確定しなければならない。

2 交付額が確定したときは、規則第 14 条の規定による確定通知書により、報告した校長等に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第 11 条 前条の規定により通知を受けた校長等は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 16 条の規定による補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長が特に必要があると認めるときは、補助金の概算払いにより交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 12 月 13 日から施行し、令和 4 年 11 月 1 日から適用する。

別記様式

年 月 日

阿賀野市長 田 中 清 善 様

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

令和 4 年度阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助事業について、その内容を変更したいので、阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 変更内容

3 補助金交付変更額

交付決定額	円
交付変更申請額	円
差引増減額	円

関係書類

変更後の後期(11-3月)学校給食事業計画書